

新型コロナウイルス感染症に係る市主催の集会等の取扱いについて

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和5年1月27日変更)」の一部変更に伴い、県の方針も見直されたことから、市主催の集会等の取扱いについて、次のとおり変更することとしましたのでお知らせします。

1. 変更内容

大声あり・なしの区分を廃止し、開催に必要な基本的な感染対策実施を前提に(参加人数が5千人超の場合は、感染防止安全計画書の提出により)、収容率上限を100%とする。

2. 集会等の取扱い

基本的な感染防止策を講じたうえで、次により開催すること。

	収容定員	収容率上限等	
収容定員が設定されているもの (屋内等)	5,000人以下	100%	
	5,001人 ~ 10,000人	5,000人	感染防止安全計画書を 提出する場合
	10,000人超	50%	100%
収容定員が設定されていないもの (野外等)	5,000人以下	人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保	
	5,000人超	十分な人と人との 間隔を確保 (できるだけ2m、最低1m)	感染防止安全計画書を 提出する場合 人と人とが触れ合わない 程度の間隔を確保

(注) 参加予定人数が5,000人を超し、収容定員100%で開催する場合、もしくは収容定員が設定されておらず、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保して開催する場合には、「感染防止安全計画書」を県に提出すること。

- ※1 飛沫の抑制の徹底(状況に応じた適切なマスクの着用)、手洗い、手指・施設消毒の徹底、換気の徹底など、基本的な感染防止対策を図りながら行うこと。
- ※2 本市が共催、後援等を行う集会についても主催者等に同様の要請をするものとする。
- ※3 市以外の団体・個人が主催する集会についても同様の取扱いとなるよう協力を求めるため、広く周知を図るものとする。